

議案第 25 号

松阪市健康センター条例の一部改正について

松阪市健康センター条例（平成 17 年松阪市条例第 133 号）の一部を次のように改正する。

平成 29 年 2 月 15 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市健康センター条例の一部を改正する条例

松阪市健康センター条例（平成 17 年松阪市条例第 133 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市民の健康づくり推進のため」を「母子保健に関する各種の相談及び保健指導を行うとともに、広く市民の健康づくりを推進するため、総合的な保健活動を行い、併せて市民の自主的な健康づくりの場として」に、「松阪市春日町一丁目 8 番地」を「松阪市春日町一丁目 19 番地」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。